

営業許可と届出

飲食店営業は、営業許可が必要な34業態の1つです。

食品衛生の営業許可は34の業種があり、これらの営業を行うには各都道府県下管轄の保健所で許可を得る必要があります。

営業許可が必要な業種

次の営業を行う場合は、営業許可が必要です。

営業施設の基準も定められていますので、施設の変更は、必ず保健所に相談、確認してください。

食品衛生法施行令第35条による営業の指定条文

第三十五条 法第五十一条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

■製造・加工等する場合（30業種）

- | | | |
|---------------|-------------------|--------------|
| ・飲食店営業 | ・食肉製品製造業 | ・みそ製造業 |
| ・喫茶店営業 | ・魚介類せり売営業 | ・醤油製造業 |
| ・菓子製造業（パン製造業） | ・魚肉ねり製品製造業 | ・ソース類製造業 |
| ・あん類製造業 | ・食品の冷凍・冷蔵業 | ・酒類製造業 |
| ・アイスクリーム類製造業 | ・食品の放射線照射業 | ・豆腐製造業 |
| ・牛乳処理業 | ・清涼飲料水製造業 | ・納豆製造業 |
| ・特別牛乳搾取処理業 | ・乳酸菌飲料製造業 | ・めん類製造業 |
| ・乳製品製造業 | ・冰雪製造業 | ・そうざい製造業 |
| ・集乳業 | ・食用油脂製造業 | ・缶詰又は瓶詰食品製造業 |
| ・食肉処理業 | ・マーガリン・ショートニング製造業 | ・添加物製造業 |

■販売する場合（4業種）

- | | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| ・乳類販売業 | ・食肉販売業 | ・魚介類販売業 | ・冰雪販売業 |
|--------|--------|---------|--------|

営業許可書

①営業許可書について、掲示義務及び保健所が立ち入り検査等に提示の要請があったときには、提示する義務があります。

②営業許可書を汚したり紛失した時は、速やかに保健所に届けて再交付を受けてください。

※許可には有効期限があるので許可を更新しないまま営業を続けると無許可営業となります。

※施設を改造したり、営業者が変わった場合は新規に許可を取り直すか、又は届出を出すといった手続きが必要となります。

※許可を受けた時の内容に変更が生じた場合は速やかに変更届を提出する必要があります。

※無許可営業が発覚した場合は、保健所として必要な措置を講じます。食中毒や苦情などの問題が起きてしまったときは、無許可営業に対する行政罰・刑事罰の処分が追加されます。